平成２３年（フ）第４１５号
岩手県釜石市甲子町第３地割225番地４　甲子町第９仮設団地11号棟11、住民票上の住所岩手県釜石市箱崎町第10地割８番地３
破産者　金野　信子
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８５号
茨城県土浦市乙戸南３丁目４番15号
破産者　小松　芳江
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７６号
静岡県沼津市三園町13番15号シャルマンコーポ沼津大黒107、従前の住所地静岡県沼津市下香貫宮脇154番地の６
破産者　柴田　邦宏
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
静岡県裾野市下和田1088番地の２
破産者　眞田　章弘
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
愛知県長久手市岩作落合313番地　フォーシーズンＢ―202号、開始決定時の住所愛知県瀬戸市汗干町36番地の３
破産者　山内　　諭
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４９５号
名古屋市港区泰明町３丁目２番地　泰明南荘３棟609号
破産者　犬山　恵介
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８９号
大阪府枚方市香里ヶ丘４丁目17番地の１　Ｄ50―901
破産者　野村　昌充
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
神戸市北区星和台３丁目16番地の６、開始決定時の住所神戸市北区星和台２丁目51番地の１
破産者　東　　久輝
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８８号
兵庫県明石市中崎１丁目１番１―1024号
破産者　岡田　　勝
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２号
広島市東区戸坂桜上町10番７号
破産者　皆越　千秋
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５１号
徳島県徳島市川内町北原178―２　アウローラⅡ103号、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓64番地７
破産者　野口　好美
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４８号
大分市大字田尻1045番地の97、開始決定時の住所大分市大字寒田743番地の８
破産者　坪井　秀敏
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８６号
北海道帯広市東４条南５丁目３番地２　オグラアパート４号室
破産者　小椋　博史
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本９番地52
破産者　鈴木　守親
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
埼玉県比企郡ときがわ町大字五明354番地１
破産者　村山　桂子
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１８６４号
横浜市西区西戸部町１丁目104番地の20
破産者　須藤　光代
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部